

回覧

令和5年11月24日

宮園自治会
会長 小野憲仁

12月から自治会館利用するにあたっての

注意事項が一部緩和されます。

11月の運営委員会において、自治会館を利用するにあたっての注意事項が一部緩和されることになりました。

- 1) 会館利用者の参加者名簿提出が、参加人数の提出に変更されます。
- 2) 飲食の禁止が解除されます。

12月からは、下記の『自治会館を利用するみなさまへ』をご参照ください。コロナが2類から5類に变成了とはいえ、なくなったわけではありません。今後も引き続き、基本的な感染対策を継続いただきますよう、ご協力をお願い致します。

記

自治会館を利用する皆様へ

自治会館の使用にあたり、12月からの運用を以下のように取り決めます。

- ① 主催者は、参加者人数を提出する。
(主催者は出席者について把握しておくこと)
- ② 引き続き、基本的な感染対策(換気、手の消毒等)をお願い致します。
※マスクは推奨
- ③ 会議室の使用は
 - ・使用時間は、3時間を1クールとし、1~2時間の延長可とする。
 - ・ホールは60名程度・会議室は8名程度・談話室は4名程度とする。
- ④ 机、椅子は使用前・終了後に除菌スプレーで消毒する。
- ⑤ 会場使用後は、クイックルワイパーに除菌用ウエットシートを付けて床の掃除をする。
- ⑥ 衛生管理上ゴミは必ず持ち帰る。

※自治会館備付け品は次の通り

- ・体温計(非接触2)
- ・手指の消毒液
- ・机椅子用の除菌スプレー
- ・クイックルワイパー及び除菌シート